

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月14日

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 篤

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町8番7号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田2丁目6番27号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社家族亭（以下「家族亭」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社家族亭
 本店の所在地 大阪市北区茶屋町8番34号
 代表者の氏名 代表取締役社長 入江 一晃
 資本金の額 1,465百万円（平成26年3月31日現在）
 純資産の額 3,280百万円（平成26年3月31日現在）
 総資産の額 5,981百万円（平成26年3月31日現在）
 事業の内容 飲食店の営業及び食料品の販売
 厨房設備器具及び食堂使用の什器備品の販売
 店舗の設計施工ならびに経営コンサルタント業務
 フランチャイズ・チェーンシステムによる飲食店及び食料品店の経営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年12月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	8,521	10,404	8,283
営業利益	201	204	231
経常利益	210	287	296
当期純利益又は 当期純損失()	85	194	12

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年12月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	9,769	19,452	15,764
営業利益	215	323	201
経常利益	223	341	256
当期純損失()	81	162	79

(注) 平成25年3月期は、決算期変更に伴い11ヶ月の変則決算となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成26年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	73.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.35
株式会社みずほ銀行	1.83
株式会社三井住友銀行	1.13
家族亭従業員持株会	0.69

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、家族亭の発行済株式総数の73.17%を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名及び顧問2名が、家族亭の取締役に就任しております。また当社の監査役1名が、家族亭の監査役に就任しております。
取引関係	当社と家族亭の間では、資金貸借取引があります。

(2) 当該株式交換の目的

当社グループは、これまで永続的に企業価値を高めていくために、「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくなくてはならない存在であり続けること」という企業理念のもと、平成26年度（2014年度）を最終年度とする長期事業計画「GP10（グランプリテン）計画」を策定し、基本戦略である「関西商圏での小売事業の集中的な展開によるマーケットシェアの拡大」という方針に基づき、阪急・阪神百貨店両本店をフラッグシップに、郊外型百貨店や食品スーパー、個別宅配などの小売事業を展開して、関西マーケットにおけるシェアの拡大を進めてまいりました。

平成23年8月には、さらなるマーケットシェアの拡大を企図して、関西圏及び首都圏を中心に、そば・うどんを主とした飲食店を直営及びフランチャイズで展開している家族亭の普通株式に対する公開買い付けを実施し、家族亭は当社のグループ企業となりました。その後、現在までの約3年弱の間、当社グループと家族亭は、上述の基本戦略のもと、小麦・米などをはじめとした食材や資材の共同仕入れの実施によるコスト削減や、百貨店のハウスカード顧客への販促施策実施による相互送客、グループ内のシェアードサービス活用による業務の効率化を推進するなど、既にグループ企業として経営戦略を共有し、継続的に各種施策に取り組むことで一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、外食業界を取り巻く経営環境は激しい価格競争や原材料価格の高騰等により、一層厳しさを増しており、家族亭における、さらなる収益力の強化ならびに当社グループが推し進める「関西商圏での小売事業の集中的な展開によるマーケットシェアの拡大」の実現による企業価値の最大化を図るためには、これまで以上に当社グループと家族亭が強固な協力体制を構築するとともに、将来的に新業態の開発や事業再編も含めた今後の家族亭の成長戦略を実現していくうえで、意思決定のスピードアップを可能にする枠組みの構築が必須であり、そのためには当社が家族亭を完全子会社化することが最善の策であるとの結論に至り、この度、株式交換契約を締結することになりました。

本株式交換により、家族亭は上場廃止となることで、業績への影響が大きい大胆な店舗のスクラップアンドビルドや改装の実施、抜本的な事業の見直し・再編などを、短期的な業績変動に捉われることなく積極的に実施することができるようになることで、当社グループの収益最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除するとともに、上場維持管理コストや人的リソースを効果的に事業へ再配分していくことで、より効率的な経営基盤の構築を目指してまいります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成26年5月9日に締結した本株式交換契約に基づき、平成26年8月1日を本株式交換の効力発生日として、家族亭の株主の有する家族亭の株式を当社が取得するとともに、家族亭の株主（当社を除く。）に当社株式を割当交付いたします。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。家族亭については、平成26年6月18日に開催予定の家族亭の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社家族亭 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1
株式交換により交付する株式数	普通株式：1,867,545株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

本株式交換により当社が家族亭の発行済株式(当社が保有する家族亭の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における家族亭の株主の皆様(但し、当社を除きます。)に対し、その保有する家族亭の普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付します。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する当社の普通株式1,867,545株(予定)全てについて当社が保有する自己の普通株式を充当する予定であります。

家族亭は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条に基づく株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)を基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、家族亭による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用頂くことができます。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増し制度(1,000株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の売渡しを請求することができる制度です。

なお、当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年9月1日を効力発生日とする単元株式数の変更(1,000株から100株)及び株式併合(2株を1株へ併合)に関する議案を平成26年6月24日開催予定の同社定時株主総会に付議することを決議しております。かかる単元株式数の変更及び株式併合は、共にそれぞれの効力発生を停止条件としております。当該単元株式数の変更の効力が発生いたしますと、平成26年9月1日以降、上記「3. 単元未満株式の取扱い」の記載中、1,000株とあるのは100株に読み替えることとなります。また、当社株式100株は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月31日までの間においては、本株式交換前の家族亭株式100株に相当することになり、平成26年9月1日に予定されている株式併合の効力発生日以降においては、本株式交換前の家族亭株式200株に相当することになります。

その結果、本株式交換の効力発生日から、平成26年8月31日までの間においては、家族亭の株主の皆様のうち6割強の方が単元未満株式のみの保有となる見込みですが、平成26年9月1日予定の単元株式数の変更及び株式併合の効力が発生いたしますと、単元未満株式のみを保有する株主数が5割弱に減少する見込みです。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により完全子会社となる家族亭は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

株式交換契約の内容

当社及び家族亭が平成26年5月9日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社家族亭（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - （1）株式交換完全親会社
商号：エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
住所：大阪市北区角田町8番7号
 - （2）株式交換完全子会社
商号：株式会社家族亭
住所：大阪市北区茶屋町8番34号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲の有するものを除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の総数に1を乗じて得た数の甲の普通株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の各株主（但し、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- （1）資本金：金0円
- （2）資本準備金：会社計算規則第39条第2項の定めに従い甲が決定する額
- （3）利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、定時株主総会又は臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成26年6月末日までに、定時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（剰余金の配当の限度額等）

1. 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり6.25円、総額13億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり5円、総額4千万円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項にかかわらず、乙は、法令等に従い、乙が基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時までに消却するものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月9日

甲 大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 鈴木 篤

乙 大阪市北区茶屋町8番34号
株式会社家族亭
代表取締役社長 入江 一晃

（株式交換契約書は以上）

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

上記(2)「当該株式交換の目的」に記載のとおり、家族亭における、より一層の収益力の強化ならびに当社グループの企業価値の最大化を図るための協議を、平成25年12月から両社間で開始し、家族亭の経営戦略について機動的な意思決定を可能とする枠組みの構築が必須であるとの結論に至ったことから、本株式交換により当社が家族亭を完全子会社化することを決定しました。

上記(3)「株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は、下記「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は株式会社アイ・アール ジャパン(以下、「アイ・アール ジャパン」といいます。)を、家族亭は三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、「MUTB」といいます。)を、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるものと判断いたしました。

アイ・アール ジャパンは、当社が東京証券取引所市場第一部、家族亭が東京証券取引所JASDAQに上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、両社から受領した将来の事業計画とヒアリングにより得た情報に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)による算定を行いました。加えて、両社ともに比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の算定が可能であることから、類似会社比較法による算定を行いました。

アイ・アール ジャパンは、市場株価平均法については、両社とも、平成26年5月8日を算定基準日として、当社が平成26年1月31日にイズミヤ株式会社との株式交換による経営統合の公表を行っていることから、算定基準日、算定基準日以前の1週間(平成26年5月2日から平成26年5月8日まで)、算定基準日以前の1ヶ月間(平成26年4月9日から平成26年5月8日まで)、算定基準日以前の3ヶ月間(平成26年2月10日から平成26年5月8日まで)、イズミヤとの統合公表日の翌日から算定基準日まで(平成26年2月3日から平成26年5月8日まで)の東京証券取引所における両社の普通株式の出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

DCF法については、割引率は加重平均資本コストを使用し、当社の割引率は4.14%~4.34%を採用し、家族亭の割引率は2.51%~2.71%を採用しております。継続価値の算定においては永久成長率法を採用し、両社ともに永久成長率を-0.5%~0.5%としております。アイ・アール ジャパンがDCF法による算定において前提とした、当社の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、家族亭の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。加えて、受領した財務予測には本株式交換の実施によるシナジー効果等の影響は含まれておりません。

類似会社比較法については、当社は、事業ポートフォリオが類似する会社として、J.フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社高島屋、株式会社松屋、株式会社近鉄百貨店、株式会社パルコ、株式会社丸井グループ、株式会社井筒屋を選択し、指標としてEBITDAマルチプルを用いました。家族亭は、事業ポートフォリオが類似する会社として、株式会社トリドール、株式会社リンガーハット、株式会社グルメ軒屋、株式会社サガミチェーンを選択し、指標としてEBITDAマルチプルを用いました。

アイ・アール ジャパンが各評価手法に基づき算出した交換比率(家族亭の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式の割当株数)は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.96~1.02
DCF法	0.43~1.01
類似会社比較法	0.81~1.07

アイ・アール ジャパンは、上記株式交換比率の算定に際して両社から受領した事業計画及びヒアリングの実施により聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でアイ・アール ジャパンに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、アイ・アール ジャパンは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。

アイ・アール ジャパンによる株式交換比率の算定は、平成26年5月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、アイ・アール ジャパンがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、MUTBは、家族亭が東京証券取引所 J A S D A Q、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、両社から受領した将来の事業計画とヒアリングにより得た情報に基づき、DCF法による算定を行いました。

MUTBは、市場株価平均法については、両社とも、平成26年5月8日を算定基準日として、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成26年4月9日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の3ヶ月間（平成26年2月10日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の6ヶ月間（平成25年11月11日から平成26年5月8日まで）の東京証券取引所における両社の普通株式の単純終値平均に基づき算定を行いました。

DCF法については、割引率は加重平均資本コストを使用し、家族亭の割引率は3.25%～3.75%を採用し、当社の割引率は6.25%～6.75%を採用しております。継続価値の算定においては永久成長率法を採用し、両社ともに永久成長率を-0.25%～0.25%としております。MUTBがDCF法による算定において前提とした、当社の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。家族亭の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、受領した財務予測には本株式交換の実施によるシナジー効果等の影響は含まれておりません。

MUTBが各評価手法に基づき算出した交換比率（家族亭の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式の割当株数）は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.97～1.02
DCF法	0.69～1.15

MUTBは、上記株式交換比率の算定に際して両社から受領した事業計画及びヒアリングの実施により聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でMUTBに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、MUTBは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。

MUTBによる株式交換比率の算定は、平成26年5月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、MUTBがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定機関との関係

アイ・アール ジャパン及びMUTBはいずれも当社及び家族亭から独立した算定機関であり、当社及び家族亭の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年8月1日をもって家族亭は当社の完全子会社となり、完全子会社となる家族亭の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成26年7月29日上場廃止（最終売買日は平成26年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において家族亭の普通株式を取引することはできなくなりますが、家族亭の株主の皆様には、本株式交換契約に従い、上記（3）「株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、当社の株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は、上記（2）「当該株式交換の目的」に記載のとおりであり、家族亭の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、家族亭の株式は上場廃止となる予定です。本株式交換により家族亭の株主の皆様は割り当てられる当社の株式は、東京証券取引所に上場しており、家族亭の株式を1,000株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である1,000株以上の普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性があるものの、本株式交換後においても1単元（注）以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

1,000株未満の家族亭の株式を保有する株主の皆様には、当社の単元株式数である1,000株に満たない当社の株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、上記（3）注3「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、当社に対して保有している単元未満株式の買取り、又はその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。

なお、家族亭の株主の皆様は、最終売買日である平成26年7月28日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する家族亭の普通株式を従来どおり取引できます。

（注）上記（3）注3「単元未満株式の取扱い」なお書きに記載しておりますとおり、当社では、平成26年9月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに株式併合（2株を1株へ併合）を予定しております。当社の株式は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月26日までは1,000株単位での取引が可能であります。単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日が平成26年9月1日（予定）であることから、平成26年8月27日以降の売買より、当社の株式は100株単位での取引が可能となります。

なお、当社株式100株は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月31日までの間においては、本株式交換前の家族亭株式100株に相当することになり、平成26年9月1日に予定されている株式併合の効力発生日以降においては、本株式交換前の家族亭株式200株に相当することになります。従って、本株式交換前に1,000株以上の家族亭株式を保有する株主の皆様は、本株式交換後引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、200株以上の家族亭株式を保有する株主の皆様は、平成26年9月1日以降においても東京証券取引所での取引が可能となります。

公平性を担保するための措置

当社及び家族亭は、当社が既に家族亭の総株主の議決権の73.44%（発行済株式総数の73.17%）を保有していることから、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

《1》第三者算定期間からの算定書の取得

本株式交換に際して、公正性を担保することを目的として、当社及び家族亭はそれぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しております。当社は第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンに、家族亭は第三者算定機関であるMUTB に、それぞれ本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。なお、当社及び家族亭は、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

当社及び家族亭は、第三者算定機関による算定結果を踏まえ、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議・交渉を進めた結果、平成26年5月9日の両社の取締役会において、本株式交換に関する株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、上記（3）「株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

《2》独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び家族亭との間で重要な利害関係を有しません。

他方、家族亭は、本株式交換の法務アドバイザーとして、第一法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続

及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、第一法律事務所は、当社及び家族亭との間で重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

当社及び家族亭は、既に家族亭の総株主の議決権の73.44%（発行済株式総数の73.17%）を保有している当社が家族亭を完全子会社化するものであり、利益相反関係が存在することから、利益相反を回避するために以下の措置を実施しております。

《1》当社における、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、家族亭の取締役を兼務する森忠嗣氏及び林克弘氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、家族亭の監査役を兼務する小西敏允氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、上記2名を除く7名の全員一致により承認可決されており、かつ、当社の監査役4名のうち、上記1名を除く監査役3名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

《2》家族亭における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

家族亭は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主である当社と利害関係を有しない家族亭の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている樫本雅朗氏及び草尾光一氏に、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する家族亭の決定が家族亭の少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼しました。両氏からは、本株式交換に関して慎重に検討した結果、本株式交換の目的、交渉過程の手續、本株式交換の株式交換比率の公正性、及び家族亭の企業価値向上などの観点から総合的に判断して、当該決定が家族亭の少数株主の皆様にとって不利益でない旨の意見を取得しております。

《3》家族亭における取締役会に参加した取締役及び監査役全員の承認

家族亭の取締役のうち、当社の取締役を兼務する森忠嗣氏及び林克弘氏は、利益相反を回避する観点から、家族亭の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

家族亭の取締役のうち、当社の顧問であり、平成23年3月31日まで当社の完全子会社である株式会社阪急阪神百貨店の執行役員であった後藤秀明氏及び当社の顧問であり、平成25年3月31日まで株式会社阪急阪神百貨店の執行役員であった中本孝氏は、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉に関与しておりませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、取締役会における本件株式交換に関する審議および決議に参加しております。ただ、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、家族亭の取締役6名のうち、上記4名を除く2名の取締役により、本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決した上で、その後、後藤秀明氏及び中本孝氏を含む4名の取締役によりあらためて本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決しております。

また、家族亭の監査役のうち、当社監査役を兼務する小西敏允氏は、利益相反を回避する観点から、家族亭の取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。家族亭の監査役4名のうち、上記1名及び欠席した樫本雅朗氏を除く監査役2名が出席し、その出席した監査役全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
本店の所在地	大阪市北区角田町8番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 篤
資本金の額	17,796百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グループ会社の経営企画・管理

以上